

掲載内容

はじめに

養育費・婚姻費用の算定

- 第1 収入等の認定
- 第2 家族構成等に関する事情
- 第3 住居関係費
- 第4 教育関係費
- 第5 始期・終期・未払・過払
- 第6 事情変更(増減額)
- 第7 その他の事情

事例

【論点別インデックス】

事例〔1〕～〔67〕

※各登載頁は、論点別インデックスに記載しています。

以下は論点別インデックスの体系を示しています。

1 基礎収入

総収入の認定 収入資料 賃金センサス
稼働能力 高額所得者

論点別インデックスで引く
養育費・婚姻費用判断の考慮要素

2 生活指数

未成熟子 共同監護 子の出生等 再婚
配偶者・子以外の同居親族

3 特別な事情

住居費 学費 債務 共有財産

4 請求権の存在自体を争うケース

有責配偶者・権利濫用・信義則違反
始期・終期 未払・過払分 将来請求の必要性

5 合意の存在・効力を争うケース

合意の有無 算定表よりも高額な合意の効力
事情変更

資料

○養育費・婚姻費用算定表

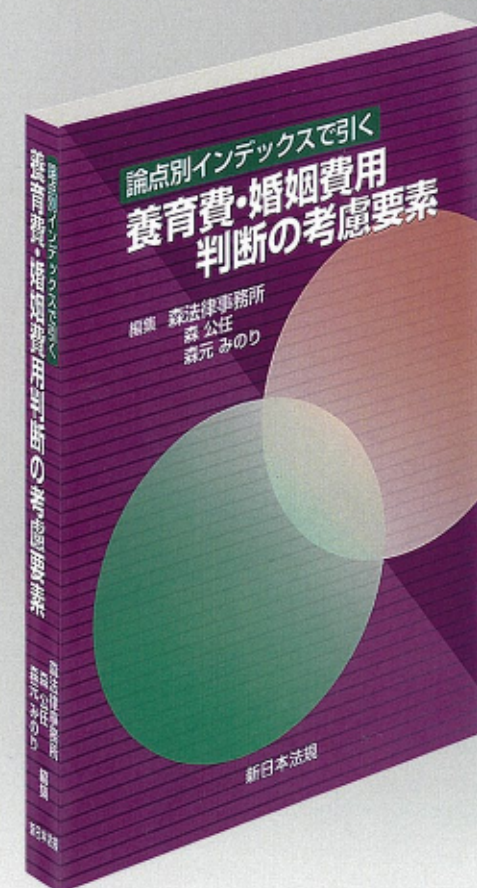
●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

論点別インデックスで引く

養育費・婚姻費用判断の考慮要素

編集 森法律事務所
森 公任
森元 みのり

裁判上の考慮要素に着目した
判例検索 特化型の一冊!



- ▶ 論点ごとのインデックスで必要な判例をすばやく検索できます。
- ▶ 養育費・婚姻費用の算定方法が争われた事例を取り上げ、裁判所が考慮した要素とその判断を解説しています。
- ▶ 多数の紛争解決に携わり実務に精通した弁護士が、最新の事例に基づいて執筆しています。

A5判・総頁304頁
定価 4,620円(本体4,200円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9138-6

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,180円(本体3,800円)

併せてご利用ください

Q&A

養育費・婚姻費用の事後対応 —支払確保と事情変更—

編集 森法律事務所
森 公任
森元 みのり

A5判・総頁278頁
定価 4,180円(本体3,800円) 送料460円
ISBN978-4-7882-8903-1
〈電子版〉定価 3,850円(本体3,500円)



新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区千代田2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区千代田2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国領寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8683 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2023.2)5100261Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



【論点別インデックス】

1 基礎収入

総収入の認定

事例番号	裁判年月日	概要	キーワード	掲載頁
[1]	平3・12・15 名古屋高決	権利者の生活保護の受給を収入と同視することはできないとした事例	生活保護	43
[2]	平21・9・28 東京高決	課長に昇格して超過勤務手当がなくなった上、賞与が減額したという主張を退けた事例	将来の増減収 昇格・手当・賞与	46
[3]	平24・8・24 名古屋高決	親族からの援助は、婚姻費用算定の際に、収入として考慮しないとされた事例	親族からの援助	49
[4]	平26・6・3 東京高決	海外駐在給与は単なる一時的所得ではないとして婚姻費用の増額を認めた事例	収入の継続性 海外駐在給与	53
[5]	平27・9・28 東京家審	不動産収入の経費のうち減価償却費は控除しない一方、不動産取得のための借入金の元本分の返済（のうち少なくとも一部）は控除するのが相当であるとした事例	減価償却 ローン返済	56
[6]	平27・12・11 広島家福山支審	義務者の収入の変動が大きい場合に5年分の平均値を採用した事例	収入の変動	59

事例

[8] 70歳まで年金を受給しない選択をした義務者の年収について、65歳で年金の受給を開始していれば得られた年金額を基に認定した事例

(東京高決令元・12・19判タ1482・102)

総収入の認定

事実関係（認定事実）

請求	夫から妻に対する婚姻費用減額請求			
権利者の事情	職業	無職	収入	約63万円
	年金収入あり			
義務者の事情	職業	無職	収入	配当収入あり
	年金の受給資格を有しているものの、70歳までは受給しない意向である			
その他	婚姻期間	15年	子	なし

[16] 年齢、資格、経験等から見て以前と同程度の収入を得る稼働能力があるものと認められるとして減額申立てを却下した事例

(大阪高決平22・3・3家月62・11・96)

稼働能力

事情変更

事実関係（認定事実）

請求	収入減少を理由とする婚姻費用減額請求			
権利者の事情	職業	不明	収入	約363万円
	特になし			
義務者の事情	職業	歯科医師	収入	約18万円（月・手取り）
	・従前は約558万円の年収があった ・前件調停成立後に退職し、大学の研究生として勤務しながらアルバイトをして収入を得る状況となった			
その他の事情	婚姻期間（別居）	3~4年 (1~2年)	子	長女
	親権 —			

事例

＜裁判所の判断＞

調停において合意した婚姻費用の分担額について、その変更を求めるには、それが当事者の自由な意思に基づいてされた合意であることからすると、合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要である。

そこで、本件についてこれを見るに、前記認定のとおり、相手方は前件調停が成立してから×か月後に就職先を退職し、大学の研究生として勤務して収入を得る状況となっており、平成21年の収入は合計399万7,890円となり、前件調停成立時に比して約3割減少していることを認めることができる。相手方は、退職の理由について、人事の都合でやむを得なかった旨主張するが、実際にやむを得なかったか否かはこれを明らかにする証拠がない上、仮に退職がやむを得なかったとしても、その年齢、資格、経験等からみて、同程度の収入を得る稼働能力はあるものと認めることができる。そうすると、相手方が大学の研究生として勤務しているのは、自らの意思で低い収入に甘んじていることとなり、その収入を生活保持義務である婚姻費用分担額算定のための収入とすることはできない。

したがって、本件においては、相手方の転職による収入の減少は、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更とは認められない。

コメント

本事例は、夫婦が別居後に婚姻費用分担調停で婚姻費用を月6万円と合意した数か月後、歯科医師である夫が勤務先を退職し、収入減少を理由として婚姻費用を月1万円に減額することを求めた事案です。

稼働

【争点】

権利者の

義務者の

内容見本
(A5判縮小)

[35] 一括払により受領した養育費を使い果たした後の追加請求が認められなかった事例

(東京高決平10・4・6家月50・10・130)

学費

事実関係（認定事実）

請求	元妻が元夫から一括支払を受けた養育費を使い切った後の追加の養育費の支払請求			
権利者の事情	職業	無職	収入	0万円
	・病弱で稼働収入を得られていない状況 ・一括支払で受領した養育費1,000万円を使い切った			
義務者の事情	職業	会社員	収入	給与所得：1,188万円 不動産所得：778万円
	・養育費1,000万円、離婚に伴う財産分与、慰謝料3,000万円を支払った ・将来相互に金銭上の請求をしない合意をした			

[39] 権利者の不貞行為により婚姻費用分担請求は信義則あるいは権利濫用の見地から子の養育費相当分に限って認められるべきとした上で、子の私立高校の学費の他、バイオリンレッスン代、交通費のうち標準的算定方式で考慮される教育費を超過した分の加算を認めた事例

(大阪高決平28・3・17判時2321・36)

有責配偶者・権利濫用・信義則違反

学費

事実関係（認定事実）

請求	別居期間中の婚姻費用分担請求			
権利者の事情	職業	—	収入	176万5,811円
義務者の事情	職業	—	収入	1,347万1,300円
その他の事情	婚姻期間（別居）	17年（2年） 今回の別居以前にも、別居した期間がある	子	・長女（私立高校生） ・二女（中学2年生） ・長男（中学1年生）
	親権 —			
長女は私立高校の音楽科に通学してバイオリンを専攻しており、その授業料、通学のための交通費、学校教師によるバイオリンレッスン代及び交通費、学校外講師によるバイオリンレッスン代が必要である				